

知って得する!

法律コラム

そのキャンペーン大丈夫?
— 一見逃しがちな景品規制 —

弁護士 佐々木康之郎

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

「〇名様に当たります」「もれなくプレゼント」といったオマケ(景品)がもらえるキャンペーンを行うことは、販売促進のためには有効な手段の一つです。しかし、景品額に上限があることはご存知でしょうか。今回は、景品表示法が定める景品規制について解説します。

1 過大な景品はいけません

「500円の商品を購入すると、抽選で1000万円が当たります。」というキャンペーンを実施した場合、魅力的な景品欲しさに、欲しくもない商品を大量購入する消費者が出てくるのが容易に想像できます。

しかし、過度な景品で顧客を釣ることが常態化してしまうと、事業者は、商品の質や価格ではなく、景品の有無や内容で競争をするようになってしまいます。質の悪い商品が出回り消費者に不利益が生じることのないよう、景品表示法は、景品提供の方法に応じて上限額を定めています。

2 抽選で当たる懸賞

商品や有料サービスの購入を条件としつつ、景品の有無や内容が偶然や特定の行為の優劣・正誤によって左右される場合を「懸賞」といいます。抽選が典型例ですが、じゃんけんで勝った場合やクイズに正解した場合なども懸賞に含まれます。

懸賞で提供できる景品額は、懸賞に参加するために必要な取引金額に応じて以下のとおりとなっています。

取引価額	景品の最高額	景品の総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上
5,000円以上	10万円	予定総額の2%

2,000円の商品を購入すると抽選で商品券が当たる、という企画を実施するとします。企画参加に必要な取引金額は2,000円であるため、その20倍である4万円が提供できる商品券の最高額です。また、景品総額は、企画実施期間内に販売される対象商品の売上予定総額の2%以内に抑えなければならないため、この企画により3000万円の売上が見込まれるときは、商品券の総額は60万円(3000万円の2%)までとする必要があります。

す。なお、他社との共同懸賞の場合は、景品額が緩和されます。

3 誰でも貰える総付景品

懸賞と異なり、一定の条件を満たせば誰でも貰える景品は「総付景品」と呼ばれ、この場合に提供できる景品額は以下のとおりです。

取引価額	景品の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

500円の商品購入を条件にドリンク1杯をプレゼントする場合、提供できる景品は200円まで、1,500円の商品購入が条件であれば300円までとなります。総付景品では、景品総額の規制はありません。

4 購入が条件でなければ問題なし?

景品規制は、過度な景品で消費者の購買活動に悪影響が生じることを防止するためのものであるため、無償の場合など購買活動に影響がなければ規制は不要です。

したがって、商品購入や来店の有無を問わず誰でも企画に参加できる場合や、無料メールマガジンへの登録、企業の公式SNSアカウントのフォローのみが参加条件となっている場合は、基本的に景品額に規制はありません。

5 おわりに

以上のご説明はあくまで景品規制の概要にすぎません。一見すると景品規制に抵触する場合でも、値引きなどの例外として認められる場合があります。他方で、商品購入を条件としていないつもりでも、内容によっては規制が及ぶこともあります。

キャンペーンは、顧客にとってもメリットがあるため、法律を気にせず進めてしまいがちですが、景品規制に違反すると消費者庁から措置命令を受ける可能性があり、レピュテーションリスクにもつながります。販売促進のために行った企画が思わぬ足枷とならないよう、判断にお困りの場合には事前に専門家にご相談ください。